

ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する医療費 助成の拡充を求める意見書（案）

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成については、現在、肝炎治療特別促進事業が行われている。しかし、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アノログ製剤治療だけに限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数いる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の者も多く、生活に困難を来たしている。

また、障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿つたものではなくておらず、生活支援の実効性を發揮していないとの指摘が、肝炎対策協議会においてもなされているところである。

肝硬変・肝がんでは、全国で毎日120人以上が亡くなっているが、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援の制度について、何ら具体的な措置が講じられておらず、ウイルス性肝炎・肝硬変・肝がん患者への支援の拡大・強化の実現は、一刻の猶予も許されない課題である。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の方について検討を進めること。」との附帯決議もなされている。

よって、国におかれては、以上の観点から下記の事項を実施されるよう要望する。

記

1. ウィルス性肝炎を含む肝炎医療に関する医療費助成制度を創設すること。
2. ウィルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度及び生活支援のための制度を早期に創設すること。
3. 肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、早急に患者の実態（特に肝硬変・肝がん患者の病態）に応じた障害者認定制度に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月27日

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣
京都府精華町議会